自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会
～土井首地区自治連合会～

自治会や青少年育成協議会、警察など地域の力を合わせて開催している「どいのくび健康マラソン」。今回は、主催者の一員である土井首地区自治連合会の松尾英昭会長にお話を伺いました。

―始めたきっかけは？

土井首地区に国道499号が通り交通量が増えたため、交通安全を呼びかけるために始めました。

はじめは、教育団体だけで開催していましたが、参加者が増え、大会の規模が大きくなったため、連合自治会を主体とし、地区の育成協議会や小・中学校、社会福祉協議会などさまざまな団体が連携して共催しています。今年も、およそ600人と多くのかたがマラソンへ参加しました。

―イベントを続ける工夫は？

各団体が毎年同じ役割をすることで、皆さんがそれぞれの担当のエキスパートになっています。

また、今年で23回目の開催ということもあり、参加する子どもたちの保護者や地域のかたの連携が取れ、スムーズな運営が行えています。

―今後、どのようにしていきたい？

土井首地区の子どもだけでなく、大浦署管内の小・中学校の子どもたちも参加してくれています。

多くの子どもたちに参加してもらって交通安全の意識を高めながら、参加者のコミュニケーションの場にしていきたいです。

＊　＊　＊

土井首地区自治連合会は、一昨年立ち上げた土井首地区コミュニティ協議会でも中心となり、2千人規模の「どいのくび祭」のほか「合同防災訓練」や「ミニバレーボール大会」などを行っています。また、同協議会では、地域活動の後継者育成のための「次世代へつながる人づくり部会」を立ち上げ、若手の育成にも力を入れています。

このように、自治会は地域のために多くの取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ
自治振興課（☎829-1134）

消費者

架空請求に注意！
～身に覚えのない請求は無視～

消費者センターに、「不審なはがきが届いた」という相談が急増しています。平成29年度は451件、平成30年の4月から11月までは196件の相談がありました。

このはがきは、特に50歳代以上の女性を対象に送られています。過去に利用したサービスの未払いがあると思わせ、「民事訴訟として訴状が提出された」「給与、動産および不動産の差し押さえを強制的に履行する」などと不安をあおり、訴訟の取り下げについて連絡するよう誘導します。

連絡をしたら、「支払いは今日中に」「一度支払ってもらい、後で返金する」と言い、コンビニエンスストアでプリペイドカードを購入して支払うよう指示されます。

＊　＊　＊

架空請求で一度お金を支払ってしまうと、別の名目の未納料金がある など、追加請求をされ、最終的に100万円を超える被害となることもあります。

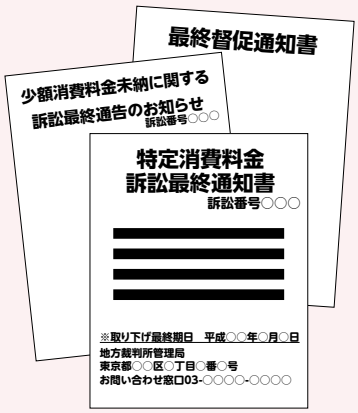

被害に遭ってもお金を取り戻すことは大変困難です。身に覚えのない請求を受けた場合は、絶対に連絡しないでください。

少しでも「おかしいな」と思ったら、身近な人や消費者センターに相談するようにしましょう。また、消費者庁の「消費者ホットライン　☎188」でも相談できます（※郵便番号を入力すると担当の相談窓口へつながります）。

＊　＊　＊

消費者センターでは、市内・県内で発生した消費者トラブルをホームページでお知らせしています。併せて、ご覧ください。

■問い合わせ
消費者センター（☎829-1234）